

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24131報)

2022年10月24日10時18分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日 9時48分頃、J2エリア南側二重堰の外堰から道路に向かって水が漏えい(滴下)していることを協力企業作業員が発見しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見時刻 9時48分頃 ・発生場所(設備名称) J2エリア南側 ・漏えい箇所 二重堰の外堰 ・発見者 協力企業作業員 ・漏えい範囲 確認中 ・漏えい継続の有無 継続中 ・外部への影響 確認中 <p>なお、モニタリングポスト、排水路モニタ、敷地境界連続ダストモニタ、側溝放射線モニタに有意な変動がないことを確認しております。</p> <p>現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分：C】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24132報)

2022年10月27日10時52分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第24131報でお知らせした、J2エリア南側二重堰の外堰から道路に向かって水が漏えいしている事象について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>当社社員が現場状況を確認したところ、外堰の底部より鉛筆芯1本程度の漏えいを確認いたしました。また、J2タンクエリアのタンク水位に変化がないこと、タンク内堰内の水位に変化がないことを確認しております。 内堰と外堰の間の水を分析します。</p> <p>【公表区分：C統】</p> <p>※添付の有り(無し)</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24133報)

2022年10月27日19時40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [10月24日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 10月23日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 10月23日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 10月11日、10月23日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクJの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、10月25日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 10月20日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系 : 2.4 m ³ /h CS系 : 1.5 m ³ /h	給水系 : 1.7 m ³ /h CS系 : 0.0 m ³ /h	給水系 : 0.0 m ³ /h CS系 : 3.4 m ³ /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1) : 25.0 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1) : 23.9 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2) : 24.5 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3) : 34.1 °C RPV温度 (TE-2-3-69R) : 35.8 °C	スカートジャンクショナル部温度 (TE-2-3-69F1) : 29.4 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1) : 29.1 °C	
原子炉格納容器 内温度	HMH-12A RETURN AIR (TE-1625A) : 24.5 °C HMH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F) : 24.4 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B) : 34.5 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HMH2-16B (TE-16-114G#1) : 34.3 °C	PCV/温度 (TE-16-002) : 27.3 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1) : 29.2 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.19 kPa g	3.54 kPa g	0.46 kPa g	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A) : - Nm ³ /h (RVH-B) : 15.43 Nm ³ /h (JP-A) : 15.64 Nm ³ /h (JP-B) : - Nm ³ /h PCV : - Nm ³ /h	RPV-A : 6.44 Nm ³ /h RPV-B : 6.39 Nm ³ /h PCV : - Nm ³ /h	RPV-A : 8.25 Nm ³ /h RPV-B : 7.98 Nm ³ /h PCV : - Nm ³ /h	※4
原子炉格納容器 力又管理システム 排気流量	26.4 m ³ /h	15.92 Nm ³ /h	21.53 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系 : vol% B系 : 0.00 vol%	A系 : 0.09 vol% B系 : 0.09 vol%	A系 : 0.11 vol% B系 : 0.10 vol%	※6
原子炉格納容器 放射性能率 Xe135 ※2	A系 : 指示値 抽出限界値 B系 : 指示値 抽出限界値	ND 抽出限界値 ND 抽出限界値	ND 抽出限界値 ND 抽出限界値	※6
使用済燃料プール 水温度	23.2 °C	℃	℃	※6
FPG 燃料プールの 水位	2.53 m	5.26 m	3.65 m	※5
				66.9 X100mm

【計測値に付する注記】
※1 : 指示値は、原子炉格納容器の排気流量を測定する。 (水素濃度の低い状態は、計測精度に多少のバラつきを伴う可能性がある)
※2 : 指示値は、原子炉格納容器の排気流量を測定する。 (放射性能率の低い状態は、計測精度に多少のバラつきを伴う可能性がある)
※3 : 指示値は、原子炉格納容器の排気流量を測定する。 (窒素封入流量の低い状態は、計測精度に多少のバラつきを伴う可能性がある)
※4 : 指示値は、原子炉格納容器の排気流量を測定する。 (窒素封入流量の低い状態は、計測精度に多少のバラつきを伴う可能性がある)
※5 : 指示値は、原子炉格納容器の排気流量を測定する。 (窒素封入流量の低い状態は、計測精度に多少のバラつきを伴う可能性がある)
※6 : 指示値は、原子炉格納容器の排気流量を測定する。 (窒素封入流量の低い状態は、計測精度に多少のバラつきを伴う可能性がある)

【留意事項】
各計測値については、増設やその他の機器設置の影響を受けて、通常の使用環境条件を
想定しているものもあり、正しく測定されていないと見られる可能性のある計測値も存在している。
プラントの稼働を阻害するおそれがあるため、このよう計測値の不確かさを把握したうえで、機器
の仕様書から得られる情報を活用して変化の傾向にも着目して判断している。

3/7

集中廃棄物処理施設周辺サンプリンク 分析結果 (V)

2022年10月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2022/10/23 07:30	< 4.0E+00	< 4.3E+00	< 3.4E+00
アロセア主建屋北東	2022/10/23 06:50	< 3.8E+00	< 4.5E+00	< 4.4E+00
アロセア主建屋南東	2022/10/23 06:55	< 3.4E+00	< 4.1E+00	< 4.8E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2022/10/23 07:10	< 4.7E+00	< 3.7E+00	< 5.0E+00
サイトバツカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2022/10/23 07:20	< 4.4E+00	< 3.3E+00	4.2E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2022/10/23 07:05	< 5.0E+00	< 4.6E+00	< 4.5E+00
サイトバツカ建屋南東	2022/10/23 07:00	< 4.3E+00	< 6.0E+00	< 4.4E+00

- ・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
- ・不等号 (< ; 小文字D) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・ $0.0E+00$ とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
- ・(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・サイトバツカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/7

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

2022年10月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所 推進カンパニー

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2022/10/23 07:13	3.3E+00	< 6.6E-01	2.2E+00
物揚場排水路	2022/10/23 07:20	< 3.1E+00	< 3.9E-01	1.3E+00
K排水路	2022/10/23 06:00	8.4E+00	< 6.7E-01	5.5E+00
BC排水路	2022/10/23 06:00	2.6E+01	< 3.1E-01	< 5.3E-01
D排水路	2022/10/23 07:15	< 3.1E+00	< 4.9E-01	< 6.6E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

- ・核種の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不審号 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O.OE±Oとは、O.O×10^{±O}であることを意味する。
- ・(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み取ります。
- ・採取当日の降雨量は0 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため非公表する。
- ※ 1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/7

2022年10月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2022/10/23 07:35	—	< 8.5E-01	< 7.8E-01
1F 6号機取水口前	2022/10/23 07:28	< 1.3E+01	< 2.9E-01	< 3.4E-01
1F 物揚場前	2022/10/23 07:08	1.6E+01	< 3.1E-01	< 3.3E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波濤堤北側)	2022/10/23 07:03	1.6E+01	< 2.1E-01	2.2E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2022/10/23 06:58	< 1.3E+01	< 2.1E-01	3.9E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2022/10/23 09:00	1.2E+01	< 6.5E-01	< 6.3E-01
1F 港湾口 (T-0)	2022/10/23 06:36	1.4E+01	< 2.8E-01	< 2.9E-01
1F 港湾中央	2022/10/23 06:30	< 1.4E+01	< 3.3E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内東側	2022/10/23 06:33	1.5E+01	< 2.7E-01	< 3.6E-01
1F 港湾内西側	2022/10/23 06:28	1.7E+01	< 2.5E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内北側	2022/10/23 06:25	< 1.4E+01	< 3.4E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内南側	2022/10/23 06:39	< 1.4E+01	< 2.9E-01	2.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

6/7

2022年10月24日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2022/10/11 07:40	—	—	< 5.4E-01	< 7.2E-01
1F 6号機取水口前	2022/10/11 07:35	< 1.3E+01	—	< 3.1E-01	< 3.7E-01
1F 物揚場前	2022/10/11 07:15	< 1.3E+01	—	< 3.1E-01	3.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2022/10/11 07:10	2.0E+01	—	< 3.2E-01	2.8E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (返水壘前)	2022/10/11 07:05	1.6E+01	—	3.7E-01	1.3E+01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2022/10/11 09:26	9.9E+00	< 3.1E-01	< 8.3E-01	< 7.5E-01
1F 港湾口 (T-0)	2022/10/11 06:36	1.5E+01	—	< 2.8E-01	< 3.7E-01
1F 港湾中央	2022/10/11 06:32	< 1.2E+01	—	< 3.0E-01	7.4E-01
1F 港湾内東側	2022/10/11 06:34	< 1.4E+01	—	< 3.1E-01	6.0E-01
1F 港湾内西側	2022/10/11 06:30	< 1.4E+01	—	< 2.9E-01	< 3.3E-01
1F 港湾内北側	2022/10/11 06:28	< 1.4E+01	—	< 2.8E-01	4.1E-01
1F 港湾内南側	2022/10/11 06:38	< 1.4E+01	—	< 3.2E-01	4.1E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1. WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(注)地下水バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については、トリチウムの分析も行っている。

(2014年10月19日以降)

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

サバリン・地下水サバリン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目					その他 核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
一時貯水タンク (サバリンタンク)	2022/10/20 07:18	1,150	東京電力 東北緑化環境保全(株)	< 1.4E+00	8.0E+02	< 5.3E-01	< 4.7E-01	検出なし	
				< 3.5E-01	8.4E+02	< 7.1E-01	< 5.7E-01	検出なし	
	運用目標			3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと*2	
	告示濃度限度*3				6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
	WHO飲料水水质ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
 ・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (MD) を表す。
 ・0.0E±0とは、0.0×10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/L以下で分析を実施。
 ※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値 [1 Bq/L未満] を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。
 ※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度 (別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24134報)

2022年10月27日15時45分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第24131報他でお知らせした、J2エリア南側二重堰の外堰から道路に向かって水が漏えいしている事象について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>現場にて内堰と外堰の間の漏えい箇所付近を止水セメントで隔離したところ、漏えいが止まったことを確認しました。また、タンク水位、内堰水位に変動がないことを確認したことから、内堰からの漏えいはなく漏えいした水は雨水であると判断しました。</p> <p>【公表区分: その他】 雨水であると判断したことから、公表区分を「C」から「その他」に変更しました。</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24135報)

2022年10月27日/18時36分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第24128報でお知らせしたとおり、地下水バイパス一時貯留タンクグループ3に貯水していた水について、本日以下の通り排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 10時16分 ・排水終了 : 17時02分 ・排水量 : 1,856 m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
※添付の有り(無し)	(無し)
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24136報)

2022年10月27日19時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第24131報他でお知らせし、第24134報で雨水であると判断したJ2エリア南側二重堰の外堰から道路に向かって水が漏えいしている事象について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>内堰と外堰の間の溜り水について分析を行ったところ、Cs-134、Cs-137、全βについて、いずれも検出限界値未満であることを確認しました。</p> <p>【公表区分: その他】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1-(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24137報)

2022年10月29日19時17分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第24128報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクHに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 11時17分 ・排水終了 : 18時00分 ・排水量 : 1,004m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分: E】</p> <p>※添付の有リ: (無し)</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。